

特定健康診査受診及び特定保健指導利用の留意点

1 特定健康診査の受診上の留意点

(1) 共済組合員

- 広島県及び地方独立行政法人広島県立病院機構（以下、「県立病院機構」という。）が行う定期健康診断と併せて実施しますので、共済組合員が特定健診を受診するために特別な手続きは必要ありません。（通院ドック受診者は通院ドックと併せて実施します。）
- 定期健康診断により受診される共済組合員に対しては、これまでの問診票に加えて、特定健康診査の標準的な質問票を提出していただく必要があります。
- 該当する共済組合員は、各自、定期健康診断の個人票等と共に質問票を、職員ポータル等から取出してください。（回収は健診機関が行います）。

(2) 被扶養者・任意継続組合員及びその被扶養者

ア 被扶養者通院ドック受診者

- 被扶養者通院ドックと併せて実施します。

イ 被扶養者通院ドック受診者以外

- 全員に特定健康診査の受診券（被扶養者の宛名を記名し封印したもの）を発行します。
- 共済組合から受診券を送付します。

2 特定健康診査の受診結果

共済組合員及び被扶養者等の自宅に、受診機関又は共済組合から直接通知されます。

3 対象者の階層化・受診者の選定

(1) 特定保健指導対象者の階層化

共済組合（医療保険者）において特定健診の受診結果及び判定基準に基づき、リスクの高さや年齢に応じ、支援レベル別（動機付け支援又は積極的支援）に保健指導を行うため対象者を選定します。

(2) 特定保健指導受診者の選定

特定保健指導の実施は、対象者の年齢、リスク要因の数や階層化のレベルの悪化状況、過去における特定保健指導の状況などを考慮して、メタボの予防が効果的にできるように配慮しながら、特定保健指導受診者を選定し、本人へ通知させていただきます。

(3) 既に高血圧症、脂質異常又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者は、厚生労働省が定める基準に基づき特定保健指導の対象者から除かれます。

4 特定保健指導の利用上の留意点

(1) 共済組合員

ア 利用方法

特定保健指導対象者のうち、共済組合が特定保健指導を行う特定保健指導実施者に対して個別に、支援レベルを通知します。

特定保健指導は、健康診断等を受診された通院ドック機関で特定保健指導が利用可能な場合は、健診機関での受診、もしくは、巡回型・訪問型による保健指導を利用させていただきます。健康診断等を受診された通院ドック機関で特定保健指導が利用できない場合及び定期健康診断を受診された場合は、巡回型・訪問型による保健指導を利用させていただきます。

イ 服務取扱

広島県及び県立病院機構が行う健康診断等の結果に基づいて医療保険者が行う一連の特定保健指導については、その必要な時間（移動時間を含む。）について、職務専念義務の免除の対象となります。

(2) 被扶養者・任意継続組合員及びその被扶養者

ア 通院ドック受診者

共済組合員と同様に、特定保健指導受診者に対して個別に、支援レベルを通知し、健康診断等を受診された通院ドック機関で特定保健指導が利用可能な場合は、健診機関で保健指導を利用させていただきます。また、通院ドック機関で特定保健指導が利用できない場合は、特定保健指導の利用券を送付しますので、被扶養者の方が希望する特定保健指導機関に予約をして利用していただくこととなります。

イ 通院ドック受診者以外

共済組合から、特定保健指導受診者に対して個別に、支援レベルの通知及び特定保健指導の利用券を送付しますので、被扶養者の方が希望する特定保健指導機関に予約をして利用していただくこととなります。